

第1回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和4年3月23日（水）

14:00～15:00

（オンライン開催）

1. 開会

2. 挨拶 北波 孤独・孤立対策担当室次長

3. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・ 幹事の役割分担の状況
- ・ 総務、広報、入会、ワークショップ 各担当幹事から報告 など

（2）内閣官房からの報告

- ・ 次年度事業計画案、自治体支援事業、事務局訪問記 など

（3）分科会の進め方等

- ・ 分科会の進め方、会員間の情報共有 など

（4）情報提供 孤独・孤立の概念

4. その他

5. 閉会

【配付資料】

- 資料1－1 幹事の役割分担の状況
- 資料1－2 入会申込状況（未推薦分）について
- 資料1－3 入会の確認手順について
- 資料1－4 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップチラシ
- 資料2－1 令和4年度事業計画（案）について
- 資料2－2 自治体支援事業
- 資料2－3 自治体実務相談事業開催予定（実績）
- 資料3－1 分科会の進め方について（案）
- 資料3－2 【参考】分科会について（第3回準備会合資料）
- 資料4 孤独・孤立について／重点計画の孤独・孤立の記述

第1回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

幹事会(オンライン)参加団体一覧

団体名	出席者 (⇒代理出席又は欠席)	幹事会へ一任
全国社会福祉協議会	清家 篤(せいけ・あつし) 会長 ⇒代理出席 高橋良太 地域福祉部長	—
全国社会福祉法人経営者協議会	磯 彰格(いそ・あきただ) 会長 ⇒代理出席 宮内良樹 法人振興部副部長	—
認定 NPO 法人日本NPOセンター	吉田 建治(よしだ・けんじ) 事務局長	—
NPO 法人新公益連盟	白井 智子(しらい・ともこ) 代表理事 ⇒代理出席 藤沢烈 事務局長	—
NPO 法人あなたのいばしょ (SNS相談コンソーシアム)	大空 幸星(おおぞら・こうき) 理事長	—
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク	清水 康之(しみず・やすゆき) 代表	—
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	堀井 茂男(ほりい・しげお) 理事長	—
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター (よりそいホットライン)	遠藤 智子(えんどう・ともこ) 事務局長 ⇒欠席	○
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク	奥田 知志(おくだ・ともし) 共同代表 ⇒代理出席 行岡みち子 事務局長	—
認定 NPO 法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	湯浅 誠(ゆあさ・まこと) 理事長 ⇒欠席	○
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	米山 広明(よねやま・ひろあき) 代表理事	—
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ (シングルマザーサポート団体全国協議会)	赤石千衣子(あかいし・ちえこ) 理事長	—
NPO 法人全国女性シェルターネット	北仲 千里(きたなか・ちさと) 共同代表	—
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会	奥山千鶴子(おくやま・ちづこ) 理事長 ⇒欠席	○

幹事の役割分担の状況

※赤字は立候補又は事務局で割り当てをした団体

運営に当たり、本プラットフォームとしての意思決定を速やかに行うため、以下のとおり、幹事の役割分担を行う

(1) 通常業務

- ① 総務（事務局）・・・総会開催、幹事会開催

担当：新公益連盟及び内閣官房

- ② 広報・・・ホームページ、普及啓発

担当：あなたのいばしょ、

- ③ 入会・・・入会の確認

担当：全国社会福祉協議会、全国社会福祉法人経営者協議会

- ④ 分科会 ※テーマごとに分担（別途調整）

(2) 各種事業

- ① ワークショップ

担当：①全国こども食堂支援センター・むすびえ

・「多様な各種の居場所」の多様性と種別について

②全国女性シェルターネット

・ICT やスマホ（被害加害としてのデジタル/インターネット、相談支援ツールや支援者育成ツールとしてのデジタル/インターネット）などの問題

※全国社会福祉協議会は別途ご相談

- ② シンポジウム

担当：、

- ③ 調査（NPO等支援団体を通じての実態把握、R4 予算）

担当：日本 NPO センター、

入会申込状況（未推薦分）について

会員 2 団体以上の推薦がない申込について

○募集案内等を見て会員への申込があった団体

- ・ 一般社団法人 全国コミュニティ財団協会
- ・ 全国地域生活定着支援センター協議会
- ・ 一般社団法人 ケアと暮らしの編集社
- ・ 特定非営利活動法人 岡山 NPO センター
- ・ 社会福祉法人みなみ福祉会
- ・ 一般社団法人 北海道民泊観光協会
- ・ 特定非営利活動法人くらし応援ネットワーク
- ・ 一般社団法人 ひのくにスマイルプロジェクト
- ・ 特定非営利活動法人 U. grandmaJapan

入会の確認手順について

入会は、規約第 6 条第 2 項第 3 号「会員 2 団体以上又は関係府省庁の推薦があったこと」を原則とする。

原則によらない会員の推薦がない入会申込については、以下の手順で「活動実績があること」等が確認できた場合は会員認定を行い、確認できない場合は原則通りとする。

1. 公募で団体からの入会申込(会員の推薦なし)は、
2 週間で団体へ返事をする目安で、入会担当の幹事団体（現 2 団体）に照会する。
2. 入会担当の幹事 2 団体から活動実績が確認できた場合は会員認定とする。

3. 入会担当の幹事 2 団体が、活動実績がある団体であることを確認できない場合は、

(1) 他の幹事団体に照会し、幹事団体 2 団体から活動実績が確認できた場合は会員認定とする。

(2) 幹事 2 団体が、活動実績がある団体であることを確認できない場合は、事務局から

- ・ 当該団体の活動地域の会員に確認
- ・ 関係府省庁に確認
- ・ 当該団体の活動地域の自治体に確認

し、会員 2 団体が活動実績を確認できた場合は会員認定とする。

(3) 上記により、活動実績がある団体であることを確認できない場合は、当該入会申込団体へ「会員 2 団体以上の推薦が必要」な旨を連絡する。

“多様な各種の居場所” の多様性と種別について

参加
無料

当日の流れ

01. タイムテーブル

1. 開会
 2. 問題提起
 3. 登壇者による自己紹介とテーマに関する意見
 4. 登壇者によるフリートーク
- ※最後に 10 分程度の質疑応答時間を設ける予定です
5. 閉会

02. 問題提起

登壇者：湯浅 誠 氏

認定 NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長



03. シンポジウム（問題提起を受けての受け止めと対話）

五十音順でご紹介



登壇者：奥田 知志 氏

一般社団法人生活困窮者自立支援
全国ネットワーク共同代表



登壇者：近藤 克剛 氏

千葉大学予防医学センター教授
国立長寿医療研究センター
老年学評価研究部長



登壇者：三日月 大造 氏

滋賀県知事



登壇者：宮本 太郎 氏

中央大学法学部教授
北海道大学名誉教授

イベント詳細

日時： 令和 4 年 3 月 30 日（水）15:00-17:00

視聴方法：zoom（孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員）
Youtube 配信（非会員）

お申込み方法 締切：3月25日（金）17:00

こちら

のリンク、又は右の QR コードからお入りいただき、必要な情報をご入力ください。



後日会員様には zoom の URL リンク、非会員様には youtube の配信用 URL リンクをお送りいたします。

遅リンク、あるいは QR コード経由でのお申込みが難しい場合、以下の必要事項をメールアドレスにお送りください。

お申込みに必要なこと（Google フォームが使えない場合）

件名：「孤独・孤立に関するワークショップ申込」とご記載ください。

本文：①氏名 ②所属 ③部署名 ④役職 ⑤メールアドレス ⑥電話番号 ⑦孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員か否か
⑧今後株式会社 Ridilover（リディラバ）からご連絡をさせていただきたく、よろしければ「はい」とご記載ください

送信先：event.info.gv@ridilover.jp宛名（株式会社 Ridilover：成澤）

令和 4 年度事業計画（案）について

○主な活動項目

1. 複合的・広域的な連携強化活動

①分科会（テーマごとに実施）、②ワークショップ

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

①シンポジウム

3. 情報共有・相互啓発活動

①会員向けメールマガジンの発行、②NPO等支援組織への現地訪問

（事務局訪問記）、③孤独・孤立に関する調査

（通年）会員管理

（随時）幹事会、総会

4 月

- ・1-①分科会の立上げ
- ・3-②NPO等支援組織への現地訪問（事務局訪問記）
- ・3-③孤独・孤立に関する調査（調査事項の設問検討、確定）

5 月

- ・1-①分科会
- ・1-②ワークショップまたは2-①シンポジウム
- ・3-②NPO等支援組織への現地訪問（事務局訪問記）
- ・3-③孤独・孤立に関する調査（実施～1 月）

6月

- ・1-①分科会

7月

- ・1-①分科会
- ・1-②ワークショップまたは2-①シンポジウム開催

8月

- ・1-①分科会

9月

- ・1-①分科会
- ・1-②ワークショップまたは2-①シンポジウム開催

10月

- ・1-①分科会

11月

- ・1-①分科会
- ・1-②ワークショップまたは2-①シンポジウム開催

12月

- ・1-①分科会
- ・3-②実態把握調査におけるNPO等を通じたアンケート協力

1月

- ・1-②ワークショップまたは2-①シンポジウム開催

2月

- ・1-①分科会

3月

- ・総会

令和 4 年 3 月 23 日
内閣官房孤独・孤立対策担当室

地域資源の把握に関する相談事業 及び 自治体実務相談事業 進行について

概要

(1) 地域資源の把握に関する相談事業（募集团体：2 団体）

- ・孤独・孤立対策を担う地域資源の把握が十分とは言えないと認識している自治体を対象。
- ・対象自治体内の支援団体等関係機関の役割を把握し、これを体系化する取組に対して、孤独・孤立対策に専門的な知見を有する者による助言等を実施。
- ・打ち合わせは、日程調整をして、Web 会議形式で実施します。希望に応じて、複数回実施可能。



(2) 自治体実務相談事業（募集团体：4 団体）

- ・孤独・孤立対策を強化したいと検討している自治体を対象。
- ・ご担当者から、孤独・孤立対策に専門的な知見を有する者が、現状の聞き取りを行い、実現可能な事業・制度をともに考え、助言等を実施。
- ・打ち合わせは、日程調整をして、Web 会議形式で実施。
- ・打ち合わせ回数は、原則 1 回、必要に応じて 2 回まで実施可能。

場所

Web 会議形式で開催（委託先の株式会社 Ridi lover で調整）

日時

自治体と大西政策参与が調整がつく時間帯

※候補日を 2～3 挙げてもらい調整

所要

1 時間程度

進行

- 専門家による孤独・孤立対策解説 15 分程度
- 自治体活動紹介 10 分程度 ≒ 1500～1800 字
 - ・孤独・孤立対策に対応して実施してみたい、相談してみたい事業
 - ・自治体が抱えている課題、悩みなど
- ディスカッション 30 分程度
- まとめ 5 分程度

以上

自治体実務相談事業 開催予定（実績）

連番	開催日時	自治体名	相談内容、問題意識など	自治体出席者	専門家
1	令和 4 年 3 月 17 日（木） 10 時 30 分～12 時 30 分	神奈川県 鎌倉市 【実施済】	（１）地域資源の把握に関する相談事業 地域資源の把握を担う役割も地域資源も協議体も個別に存在しているが業務によって求められる目的なアウトプットが異なり、その複雑さに現場や市民が混乱している。 行政側からの説明が不十分であると、各団体が自分たちの好きなことをやり始め、福祉ニーズをベースとした取組を行いたい行政とのミスマッチが起きている。孤独・孤立対策を現場にどう落とし込んでいくかが課題である。 （２）自治体実務相談事業 ①「孤独・孤立対策」・「自殺対策」・「重層的支援体制整備」と横軸が錯綜しており、庁内の体制の軸が定まらない。 ②先行する「自殺」と「重層」については、考え方を重ねた上で双方の課題である個人情報 の取扱いについて議論が始まっているが孤独・孤立対策は何をキーワードに進めたいのか。 ③分野別の制度や取組を、居場所・ＳＯＳの発見場所として案内していくこととなることが、利用者の要件に制限があり、横軸を整えても現場の理解や取り組みの整理が追いつかない。	地域共生課（重層）、生活福祉課（生活困窮・ひきこもり）、市民健康課（自殺）、企画課（全庁的な企画）	大西連・政策 参与
2	令和 4 年 3 月 17 日（木） 13～14 時	広島県 三原市 【実施済】	①実態調査について ・調査内容・調査方法・アンケートの分析方法について ・先進的な取り組み等ご紹介いただきたい ②重点的に取り組むターゲットの考え方について ・調査結果をもとに、どのような優先性を考慮して事業化していくと良いか ・早期に介入し、ひきこもり状態が悪化する前の層を最優先とする考えで良いか ③ひきこもり支援の方向性について ・三原市の相談窓口は、様々な年代や相談の切り口から、各担当課が把握した引きこもり者を適切につなぐイメージであるが、国はひきこもり相談窓口と支援する機関をどういう形で設置しようと考えておられるのか。 ・本市には受託可能なNPO法人も見込めないため、委託したくてもするところがない。そこもふまえて市町はどうひきこもりに関わっていくべきか。	保健福祉課、高齢者福祉課、経営企画課	大西連・政策 参与
3	令和 4 年 3 月 18 日（金） 15 時～16 時	千葉県 松戸市 【実施済】	①庁内を含む他機関と連携方法 ②相談にいらっしゃらない方への支援 ③男性のDV被害者支援	男女共同参画や女性の人権擁護等を所管する部署が支援を希望	大西連・政策 参与
4	令和 4 年 3 月 28 日（月） 11～12 時	岐阜県 恵那市	孤独・孤立対策としてどういったことから着すれば良いか助言をいただきたい。 詳細確認中	社会福祉課職員を予定	大西連・政策 参与
5	令和 4 年 3 月 28 日（月） 13～14 時	大阪府 吹田市	「子どもの貧困」、特に「居場所づくり」になります。本市では、児童センターや放課後子供教室、青少年施設などの事業実施や地域の団体等が運営する子供食堂に対する開設補助などを実施しています。行政と地域が連携し「居場所づくり」に取り組んでいきたいと考えますが、どういった手法が効果的なのか御助言いただければ、幸いです。（添付いただいた資料にありますとおり『・対象自治体内の支援団体等関係機関の役割を把握し、これを体系化する取組に対して、孤独・孤立対策に専門的な知見を有する者による助言』や『孤独・孤立対策に専門的な知見を有する者が、現状の聞き取りを行い、実現可能な事業・制度をともに考え、助言』をいただきたいと考えております。） 【追加項目】 （１）孤立・孤独対策に関する支援において先進的な取り組み事例 （２）孤立・孤独に関して、対象市民をどのように発見し、支援につなげるか、支援に消極的な市民に対し、どのようにして支援を届けるかに関する対策について ざっくりとした内容なのですが、当日参加する部署の業務内容的にライフステージとしては子ども・若者（39歳まで）を中心とした支援策について、御助言いただければ幸いです。	児童部子育て政策室と地域教育部青少年室の職員	大西連・政策 参与
6	令和 4 年 3 月 28 日（月） 15～16 時	広島県 廿日市市	・3月議会で孤独・孤立対策について一般質問されたばかりである。 ・来年度、福祉部局が本庁舎から別の建物に移転し、相談支援拠点を作ることになっている。相談支援拠点を考えるに当たり、孤独・孤立対策は大きな要素を占めており、相談していきたいと考えている。	福祉総務課	大西連・政策 参与
7	令和 4 年 3 月 28 日（月） 16 時 30 分～17 時 30 分	兵庫県 尼崎市	来年度から当市で実施します、ひきこもり等支援事業（主として中高年層のひきこもりをターゲットにアウトリーチや当事者会、家族交流会を実施する事業）について、いろいろとアドバイスお聞きしたくお問い合わせをさせて頂いた次第です。	尼崎市南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課	大西連・政策 参与
8	令和 4 年 3 月 30 日（水） 13 時～14 時	山形県 山形市	現在、山形市といたしましては、訪宅事業者（弁当・食材・牛乳等宅配、新聞配達、郵便など）及び警察と連携して高齢者の見守りの強化を図る予定です。これまでの民生委員や地域包括支援センターでの見守り、及び、行政としての見守り制度に、訪宅事業所の業務の中で見守りの視点を持って訪宅してもらい、重層的に見守りを行っていくというイメージです。今後、多くの訪宅事業者に賛同いただき、重層的な見守りを進めていくとともに、その後の支援をどう結び付けていくかが鍵になるかと思しますので、その点、ご相談できればと思います。	福祉推進部 長寿支援課など	大西連・政策 参与

分科会の進め方について(案)

以下の3分科会については、今後各担当幹事と調整し4月に立ち上げていくこととするが、各々以下のような目標イメージを持ちつつ、4月当初は以下の点から取り組んではどうか。

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

目標のイメージ

- ・ 孤独・孤立対策の普及や、孤独・孤立についての理解・意識の浸透に資する、効果的な情報発信・広報活動、普及啓発の在り方の提示
 - 実態調査の結果等を踏まえ、訴求対象ごとの情報発信やキャンペーンの取組への反映
 - 「予防」の観点の施策の整理に活用

4月当初の進め方案

- ① 実態調査の結果等を共有し、それに応じて、情報発信等の在り方を整理
- ② 今後行うキャンペーンや具体的な取組としてどのようなものが考えられるかを整理

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政(国、地方)・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

目標のイメージ

- ・ 「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」や「地域における包括的支援」の概念整理をしつつ、各主体の役割・責務の概念整理、連携の姿の提示
 - 各主体における施策・事業・予算措置の立案・見直しの基礎とする
 - 重点計画の施策・事業の運用改善の例示
 - 足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案

4月当初の進め方案

- ① 各主体の施策・事業等の現状を共有
- ② 施策の運用改善について、NPO 等会員からの意見の把握・整理
- ③ 概念整理に資する提案や連携事例の紹介

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

目標のイメージ

- ・誰一人取り残さない観点から、相談から支援につなぐ姿・仕組みや入り口における統一的な相談ダイヤルの構想を提示する

（「相談」と「支援」のつながり）

- ・「相談」と「支援」のつながり（対象者中心のスムーズな連携・引継ぎ）の姿・仕組みの提示
→全国的な相談機関と地方の支援機関をどうつなぐか（地域における支援機関のマップ化）

（統一的な相談ダイヤル）

- ・統一ダイヤルの構想に関する論点整理
- ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理

4月当初の進め方案

（「相談」と「支援」のつながり）

- ・つながりにあたって何に困っているのかのつながり元のニーズの把握
- ・つながり先を含めたスムーズな連携・引継ぎにあたっての課題の把握

（統一的な相談ダイヤル）

- ・各種相談ダイヤルの体制や相談員の育成等についての情報収集
- ・相談対応における異同の把握

分科会について

○分科会の設置条件（案）

会員の一部により組織して設置することができる（規約第 21 条第 1 項）とされている分科会については、プラットフォームにおける組織的な活動としていくため、当面、以下の条件の下で分科会を設置することとしてはどうか。

- （１）孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項を分科会のテーマとすること
- （２）分科会の構成員には、幹事団体が必ず含まれること
- （３）分科会の進行、運営方針等は、幹事団体及び内閣官房が担当すること

○分科会のテーマ、方針（案）

上記（１）「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の３つを分科会のテーマとしてはどうか。

なお、これらのテーマは、重点計画の「孤独・孤立対策の基本理念」（孤独・孤立双方への社会全体での対応、当事者や家族等の立場に立った施策の推進、人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進）や「基本方針」の実現に資するものであり、必要に応じて重点計画やいわゆる「骨太の方針」に反映していくことも視野に入れて、分科会で議論を進めてはどうか。

1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

2 きめ細かな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割等の在り方

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

3 相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討。

※「予防の観点からの取組」、「EBPM（データに基づく施策推進）」については、実態把握の調査結果を踏まえて追って検討することとしてはどうか。

※ 個別性が高いテーマ（特定の属性の者への対応等）は、ワークショップなどで別途取り上げることはどうか。

孤独・孤立について

- 一般的に、「孤独」はひとりぼっちである精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある。
- 一方、「孤立」はつながりや助けのない状態を指す。

	辞書の定義	外国や先行研究等における捉え方	主な支援対象（イメージ）
孤独	【広辞苑】 仲間のないこと。ひとりぼっち。「～感」 【大辞林】 仲間や身寄りがなく、ひとりぼっちであること。思うことを語ったり、心を通い合わせたりする人が一人もなく寂しいこと。また、そのさま。「孤独な生活」「天涯孤独」	【英国政府における「孤独」の定義】 「仲間づきあいの欠如あるいは喪失による、主観的な好ましからざる感情であり、本人の置かれた社会的関係性の量及び質にずれがある時に生じる」こととされている。 ※英語では、loneliness	不安や悩み、寂しさを抱えている人 →相談体制の確立や課題解決に向けた支援を推進
孤立	【広辞苑】 他とかげはなれてそれだけであること。ただひとりで助けのないこと。「仲間から～する」「～化」 【大辞林】 1 一つまたは一人だけ他から離れて、つながりや助けのないこと。「敵に包囲されて孤立する」「孤立無援」 2 対立するものがないこと。「孤立義務」	【先行研究】 地域活動への参加や家族、友人等との会話の頻度等で測られている。 【生活困窮者自立支援法】 経済的困窮の背景として「地域社会からの孤立」が位置づけられるなど、各種政策で対象とする生活課題として捉えられはじめている。 ※英語では、Isolation	地域や社会とのつながりが少ない人 →住民同士が支え合う地域づくりや多様な社会参加を進める包括的な支援体制の整備などを推進。

（下線の付記等、重点計画を一部改変）

2. 孤独・孤立対策の基本理念

（1）孤独・孤立双方への社会全体での対応

- 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、支援を求める声を上げることや人に頼ることは自分自身を守るために必要であって批判されるべきものではない。

また、孤独・孤立は、当事者 個人(※) の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。

- ※ 孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすいと現在一定程度認識されている当事者として、例えば、生活困窮状態の人、ひきこもりの状態にある人、メンタルヘルスの問題を抱える人、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、ひとり親、新型コロナウイルス感染拡大に起因する不本意な退職や収入減など様々な困難や不安を抱える女性、DV等の被害者、子ども・若者、学生、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者で就労等をしていない人、独居高齢者、求職者、中高年者、社会的養護出身の人、非行・刑余者、薬物依存等を有する人、犯罪被害者、被災者、心身の障害あるいは発達障害等の障害のある人や難聴等の人、難病等の患者、外国人、在外邦人、ケアラー、LGBTQの方等が考えられる。ただし、孤独・孤立は誰にでも起こり得ることから、孤独・孤立対策はすべての国民が対象となる。

- 「人間関係の貧困」とも言える孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響(※)や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要である。

- ※ 英国では、孤独は肥満や認知症、高血圧のリスクを高める等の健康被害をもたらす、社会的なつながりが弱いと1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある、社会的孤立は健康格差に影響を与えるとの研究がある。

- 一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちとを感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある（※1）。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。

概念は異なるが相互に関連する「孤独」と「孤立」の問題としては、

- ・社会とのつながりが少なく「孤立」しており、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・社会とのつながりが一定程度あり「孤立」していないが、不安や悩み、寂しさを抱えて「孤独」である場合がある
- ・社会とのつながりが少なく「孤立」しているが、不安や悩み、寂しさを抱えていないため「孤独」でない場合もある（ただしその場合でも、家族など周りの方が困難を抱えている場合も想定される）

が考えられるが、孤独・孤立に関して当事者や家族等（※2）が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様である。

※1 英国における「孤独」の定義は「交友関係の欠如や喪失という主観的で好ましくない感情。現在有する社会的関係の量や質と望んでいる社会的関係の量や質との間にミスマッチがある時に生じる。」とされている。

※2 「家族等」には、例えば当事者の友人・知人が含まれる。

- 多様な形がある孤独・孤立の問題については、孤独・孤立の一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法により対応することが求められる。

また、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生むという「負の連鎖」を断ち切る観点からも取組を進めることが求められる。

一方、主観や感情に関わる「孤独」の問題への対応については、個人の内心に関わる点に留意しつつ、問題の状況に応じて必要な対応は当然行うことが求められる。

- 政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、当事者や家族等が「望まない孤独」（※）及び「孤立」を対象として、その実態や当事者・家族等のニーズに応じた施策を有機的に連関させて取組を進める。

※ 以下、本重点計画で「孤独」と表記する場合は、「望まない孤独」のことを言う。なお、「望まない孤独」であるか否かの判断には慎重さが求められることに留意が必要である。

- 孤独・孤立対策においては、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得るさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が必要であるとともに、孤独・孤立に悩む状態に至っても可能な限り速やかに当事者の望む状態に戻れるように取り組むことが重要である。また、「予防」の観点からも当事者や家族等が支援を求める声を上げやすい社会にするためには、社会福祉や公的扶助に対する社会の理解が必要となる。

政府の孤独・孤立対策においては、以上に留意し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、さらには「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組むとともに、「予防」の観点からの具体的な施策の在り方を検討する。

- 政府において孤独・孤立に関する実態の把握を今後行う中で本重点計画を策定するが、実態把握の調査結果を踏まえて、また、孤独・孤立に関連するデータや学術研究の利活用も進めて、本重点計画を含む施策の点検や評価を行い、施策を一層推進する。